

補助対象外リスト

2021年9月22日現在

1. 経常経費	家賃等
	通信料等
	水光熱費等
	インターネット回線使用料等
	設備やシステム導入後に必要となる維持管理費等
	更新費
	常用雇用者に係る人件費
	福利厚生費
	施設の日常点検、保守経費、清掃費、故障・老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕
2. 送料・手数料	送料
	代引き手数料
	代金支払いのための振込手数料
	仲介手数料
	クレジットカード手数料
	補助金に係る申請書、報告書等の書類作成のみを目的とした委託費や謝金
	敷金・礼金
	保証金
3. 租税公課	消費税
	地方消費税相当額
	官公署に支払う手数料
4. その他	預託金
	補助期間前に発注、納品、支出した経費
	補助期間後に発注、納品、支出した経費
	補助期間内に発注、納品、支払いのいずれかが完了しない経費
	納品書、領収書等の帳簿類が不備の場合
	個人事業主の場合で代表者以外の者が支払・決済した経費
	不動産購入等施設改修以上の固定資産の取得経費
	交付決定前に契約済みのコンサルタント料等で、既に委託している事業内容と切り分けできないコンサルタント料等
	食費(会議や打ち合わせ等でのお弁当やお茶代)
	ポイントを利用して購入したもの(ポイントは値引きとみなします)
	感染拡大防止対策の取組として説明のつかないもの
	新たな需要に対応するための取組として説明のつかないもの
	本事業と同趣旨の補助金の交付を受けている経費
	スポンサー料

※上記のものについてはあくまでも一例ですので、事業計画により対象可否の判断が異なってきます。

※本事業における経費とは、不動産を除く資産を含みます。